

都市計画道路網の見直し案がまとまりました

福崎町では、県が作成した「都市計画道路網見直しガイドライン」にもとづき、都市計画道路のうち未着手となっている区間を対象に、まちの将来の健全な発展を見据えつつ、道路密度や配置バランス、交通機能などの観点から都市計画決定存続の必要性を検証して、都市計画道路網の見直し案をとりまとめました。

都市計画道路とは

まちづくりの骨格となる幹線道路で、安全で快適な生活や良好な環境を保つため、都市計画法にもとづいて計画決定された道路です。



検証路線一覧

路線名	区間	検証結果	理由
福崎駅田原線	福田～西田原	存続	交通機能・都市環境機能上必要
高橋山崎線	高橋～西治	存続	ネットワーク上必要(南北幹線)
	西治～山崎	廃止検討	既存道路等で代替機能を確保可能
大門西治線	東田原～南田原	存続	ネットワーク上必要(東西幹線)
	南田原～西治	存続	ネットワーク上必要(東西幹線)
西光寺高橋線	南田原	存続	ネットワーク上必要(東西幹線)
	南田原～高橋	存続	ネットワーク上必要(東西幹線)
大門福田線	東田原～西田原	廃止検討	既存道路等で代替機能を確保可能
	西田原	存続	観光拠点アクセス道路として必要
	西田原～山崎	廃止検討	既存道路等で代替機能を確保可能
辻川田尻線	西田原	廃止検討	既存道路等で代替機能を確保可能

なぜ見直す必要があるの？

福崎町の都市計画道路は、昭和51年、56年に7路線が都市計画決定されています。その後、中島井ノ口線などの都市計画道路の整備推進に取り組んできましたが、整備率は約60%にとどまっています。

長期間にわたり着手できなかった路線について、その必要性を現時点で再検証することで、効率的な道路整備を進めていきたいと考えています。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

みなさんの意見を募集します

都市計画道路網の見直し案に対するみなさんのご意見をお聴きして、都市計画変更の原案づくりに反映させたいと考えています。ぜひご意見をお寄せください。

〔意見書の提出期限〕7月30日(水)

〔提出先〕まちづくり課 都市計画係(内線336)

〒679-2280 南田原3116番地の1



国民健康保険に加入のみなさんへ

70歳～74歳の方に
新しい高齢受給者証を
発送します

高齢受給者証を保険証とあわせて医療機関に提示することと、昭和19年4月1日以前生まれの方は一部負担額が1割、昭和19年4月2日以降生まれの方は2割（現役並み所得の方は3割）になります。このたび郵送する証は平成25年中の所得等により算出された一部負担金割合が記載されています。8月1日から使用できますので、医療機関窓口で保険証とあわせてご提示ください。

新しく70歳になられた方へ

高齢受給者証は誕生日の翌月から使用できます。ただし、各月1日が誕生日の方は誕生日月からです。使用が可能となる月の前月下旬に該当の方に発送します。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」が必要
な方は必ず申請を

8月から新しく平成25年中の所得等で算出された認定証を発行できます。この証は、入

院または高額になる外来診療の際に医療機関に保険証と同時に提示することで、1つの医療機関等において1か月の保険内診療分にかかる自己負担額が限度額までになります。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」
交付対象者 75歳未満の住民

税非課税世帯の方

入院時の食事代も減額されます。証の発効期日（申請月の1日）から食事代が減額になりますので、申請は早めにお願います。

「限度額適用認定証」

交付対象者 70歳未満の住民

税課税世帯の方

70歳～74歳の方は住民税非課税世帯の方のみ交付対象者となります。

申請に必要なもの

・必要とされる方の国民健康保険証

・印鑑

申請は8月1日以降にお願いします。

保険税に滞納のある方はこの制度を利用できません。

納税相談はお早めに！

問い合わせ先

健康福祉課

(内線3555・356)

障がいに関すること なんでもご相談ください

こんな悩みはありませんか？

- 「どこに相談したらいいのかわからない」
- 「制度のことがよくわからない」
- 「将来のことが不安」
- 「この子、この人とどう接していいかわからない」

福崎町は、障がいに関する相談業務を2つの事業所に委託しています。

訪問による相談も行います。

相談料はかかりませんので、安心してご相談ください。

相談事業所

福崎町障害相談支援センター

大貫446番地（すみよしの郷）
☎35-8575 FAX22-7024
メール f-syougai@mx9.tiki.ne.jp

香翠寮相談支援事業所

姫路市香寺町土師365番地1
☎079-232-6151 FAX079-232-7250
メール kousuiryou-soudan@honey.ocn.ne.jp

いずれも月～金曜日 8:30～17:15
（祝祭日・年末年始は除く）

福崎町身体・知的障害者相談員

身体障害者相談員、知的障害者相談員が決まりました。

身体・知的に障がいのある方やその家族の方で、役場や相談支援事業所に行きにくい方は、お近くの相談員に相談してください。役場や相談支援事業所へ話をつないでくださいます。（任期：平成28年3月31日まで）

【身体障害者相談員】

上田重利・大橋泰子・垣京子

【知的障害者相談員】

藤井智重子・大橋泰子

各種の相談事業（定例分）

サルビア会館でさまざまな相談を受けていますのでご利用ください。

人権相談

毎月第3水曜日 10:00～15:00
（担当＝住民生活課・内線374）

母子相談

毎月第2月曜日 10:30～15:00
祝日の場合は翌日に変更
（担当＝健康福祉課・内線364）

なやみごと相談

毎月第1・3水曜日 13:00～15:00
（担当＝社会福祉協議会・☎23 0300）

行政相談

毎月第3水曜日 13:00～15:00
（担当＝総務課・内線221）

保険料額決定通知書を送付します

後期高齢者医療制度では、被保険者お一人おひとりから保険料をお支払いいただきます。

みなさんには、7月中旬に送付する「保険料額決定通知書」でお知らせします。

保険料の支払方法

年金からのお支払い

【特別徴収】

特に手続きの必要はありません。

申し出により口座振替によるお支払いに変更することができず。希望する方は、税務課の窓口までお越しください。

口座振替や納付書でのお支払い【普通徴収】

7月から3月まで毎月納付いただきます。年金の受給額が年額18万円未満の方は、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の1/2を超える方が対象です。



保険料の計算方法

年間の保険料は一人ひとりが等しく負担する「均等割額」と前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。

均等割額	+	所得割額	=	平成26年度保険料額 (最高限度額57万円)
47,603円		(平成25年中(1~12月)の 総所得金額等() - 33万円) × 9.70%		

総所得金額等とは収入額から控除額を引いた金額です(ここでいう控除額とは、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、所得控除(社会保険料控除、扶養控除等)は含みません)。

新しい被保険者証を送付します

被保険者証

被保険者証の更新時期は毎年8月1日です。7月下旬に簡易書留で新しい被保険者証を送付します。8月1日からは新しい被保険者証を医療機関等の窓口で提示してください。保険料の納付状況によつては、有効期限が短い被保険者証(短期被保険者証)を送付することがありますので、納付が困難な事情がある場合は早めに相談してください。

一部負担金の割合は、同一世帯内の被保険者の平成25年中の所得により算出された平成26年度の住民税課税所得と平成25年中の収入額(1月から7月までは平成24年)をもとに計算されています。また、世帯状況の異動や所得の更正により変更されることがあります。

限度額適用・標準負担額減額認定証

世帯員全員が住民税非課税の方は、認定証を提示することで、医療機関ごとに1か月間に支払う自己負担額が外来・入院とも区分に

応じた限度額までとなり、入院時の食事代についても減額されます。(柔道整復鍼灸、あんまマッサージの施術などは除く。)

更新時期は毎年8月1日です。現在、認定証をお持ちで8月以降も引き続き対象となる方には、7月下旬に新しい認定証を被保険者証といっしょに送付します。世帯員全員が住民税非課税の方で認定証の申請をされていない場合は、申請してください。

問い合わせ先

- 資格に関すること
健康福祉課 内線355・356
- 保険料に関すること
税務課(内線342)

兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局(コールセンター)

☎ 078・326・2021



文化センター行事予定(7/20~8/19)

神崎学園			
日時: 7月24日(木)	10:00~12:00	専門講座	
8月7日(木)	13:20~15:20	専門講座	
福寿学園			
日時: 8月7日(木)	10:00~12:00	専門講座	

老人大学一般教養講座(公開講座)

日時: 7月24日(木) 13:20~15:00
演題: いつまでも朗らかに生きよう
講師: 大西由香里さん

上記公開講座は一般の方も参加できます。どうぞお越しください。



マンホールポンプがつまっています 家庭で流すものに気をつけて！

マンホールポンプが停止、故障する事故が多発しています。原因は、家庭の排水口から流れてきたものがポンプの羽根車にからんでしまったためです。

下水道は、みなさんの生活環境や町の豊かな自然をよりよくするための大切な財産です。一人ひとりがルールを守り、正しく使いましょう。



マンホールポンプにつまった布

4～6月に6件の事故が発生しています

.....こんなものは流さないでください.....

台所 調理くず、ごはんの残り、てんぷら油など

トイレ トイレトーパー以外の紙

風呂・洗面所 髪の毛、布くずなど

(上下水道課)

役場庁舎の耐震工事を 行います

昭和50年に完成した役場庁舎は、旧耐震基準で設計されており、耐震診断の結果、強度が不足していることが判明しました。このたび耐震改修工事を行い、災害時にも機能するよう耐震強度を向上させます。

工事期間中、出入り口や通路、駐車場の使用が一部制限されます。安全には十分配慮しながら工事を進めますが、来庁の際にはご注意ください。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



観光協会クリーン作戦

今年も七種の滝、辻川山、日光寺山、春日山周辺のごみ一掃をめざして、クリーン作戦を実施します。みなさんのご協力をお願いします。

実施日 7月26日(土) 小雨決行

時間 午前7時開始(6時50分集合)

清掃ができる服装でご参加ください。

集合場所 福崎地区の方

青少年野外活動センター

田原・八千種地区の方

柳田國男生家・記念館

携行品 手袋・タオル・帽子・鎌・火ばしなど
ごみ袋は当協会でご用意します。

人も、会社も、もっと元気に！

中退共済制度

掛金の一部を国が助成
掛金は全額非課税
パートさんの加入もOK

詳しくはホームページへ

中退共

検索

(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部

☎03-6907-1234

工事期間(予定)

平成26年7月初旬～平成27年1月末

東側から見た完成予想図